

赤平に

あの3人が帰ってくる！
今冬、スペシャルドラマの
放送決定
テレビ北海道(テレビ東京系)にて放送

FUBEN NA BENRIYA 不便な便利屋



©「不便な便利屋」製作委員会

2015年冬に赤平市で撮影されたドラマ24「不便な便利屋」。今冬に新たなスペシャルドラマの放送が決定しました。

今回も赤平市を中心に撮影していただくことになり、多くの俳優さんが赤平市を訪れます。

撮影は10月から本格的に進められます。撮影場所に遭遇された際には撮影作業を静かに見守るなど、ご理解とご協力をお願いいたします。

市民の皆さんで明るく温かく歓迎し、応援していきましょう！
(赤平市)

便利・確実・安心 納付は口座振替で

お仕事など日中忙しくて不在がちな方や、うっかり忘れがちな方に、納期ごとに市役所や金融機関へ行く手間が省け、納め忘れの心配がない口座振替をおすすめします。

手続きは、通帳とお届けの印鑑を持って、市役所各収納担当窓口か市内金融機関の窓口で簡単にできます。

日中忙しい・口座がない… 納付はコンビニで

朝から夜まで金融機関や市役所に行けない方や、口座振替をする口座をお持ちでない方は、コンビニでの納付が便利です。

納税・納付者負担の手数料は一切かからず、コンビニの営業時間内ならいつでも納付ができます。

園児のための 幼稚園保育料

赤平幼稚園は市からの支出と幼稚園保育料(保護者負担)によって運営されています。保育料が納付されないと、子どもたちの安全・安心な幼稚園生活に支障をきたしかねません。

教育委員会では、徴収の強化と入園・通園の制限を行っています。過去に兄弟が通園した際の滞納が残っている場合は入園を許可しません。また、入園後、保育料やその他の市税・使用料などの滞納によって特定滞納者に認定された世帯の子は、条例・規則により退園させるなどの厳しい姿勢で臨んでいます。卒園後も催告に応じない不誠実な保護者については特定滞納者の認定を検討します。

保護者の滞納で子どもが幼稚園に通えなくなることは悲しいことです。そうならないために、市税・使用料などは納期限までに必ず納めましょう。

市税等 収納向上

information

問合せ
納税係 ☎32-2219
学校教育係
☎32-1822

今月の納付

納期限 10月31日(月)まで	● 介護保険料	● 後期高齢者医療保険料	● 国民健康保険料	● 市道民税
	4期	4期	4期	3期

交通事故と健康保険

交通事故などでケガをした場合でも健康保険(国民健康保険、後期高齢者医療)で治療を受けることができます。

1 必ず届け出を!

交通事故など第三者行為によって受けたケガの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。健康保険で負担した費用は、健康保険があとから加害者に請求しますので、必ず市の国保窓口へ届け出てください。

2 交通事故にあったら! (健康保険を使う場合)

- ① まずは落ち着きましょう。
ショックのあまり冷静な判断を失ってはけません。
- ② 相手を確認しましょう。
車のナンバーや運転免許証を確認しましょう。
- ③ 必ず警察へ連絡しましょう。
市の国保窓口にも届け出ましょう。
- ④ 示談の前に必ず市の国保窓口へ連絡しましょう。

3 示談をしてしまうと

加害者から治療費を受け取った場合、健康保険がつかえなくなる場合がありますので、必ず示談の前に国保窓口へご相談ください。



医療保険

information

問合せ
医療保険係
☎ 32-2214

特定健診をおすすめする はがきを送ります

今年度の特定健診対象者(40歳以上の被保険者)のうち、8月末日現在で特定健診を受診されていない方を対象に、秋の集団検診、バスツアー検診の受診申込みができるはがきを送付します。現在通院中の方も、健康面での不安がない方も、年に1回は特定健診を受診して、ご自身の健康管理に努めましょう。

なお、返信用はがきや電話での申込みがない方には、後日、委託会社から電話による受診のおすすめを行う場合がありますのでご了承ください。

国民年金の任意加入制度

年金の「未納」「未加入」「免除」がある60歳以上の方へ

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため満額の年金を受取ることができない場合、ご本人の申し出により国民年金に任意加入することで65歳から受取る老齢基礎年金を増やすことができます。ただし、さかのぼって加入することはできません。

- ① 年金額を増やしたい方は65歳までの間
- ② 受給資格期間を満たしていない方は70歳までの間
- ③ 外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人
(③を除き、保険料の納付方法は原則口座振替となります。)

付加保険料のご案内

国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者は、毎月の国民年金保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納付することで、受給する年金額を増やすことができます。

- 平成28年度の
国民年金保険料月額 16,260円
+ 付加保険料月額 400円
- 付加年金額(受取る年金の増加額)
年額 200円 × 付加保険料納付月数

【例】付加保険料を40年間払う。

- 付加保険料の支払額 400円 × 480ヵ月(40年) = 192,000円
 - 付加年金額(受取る年金の増加額)
年額 200円 × 480ヵ月分 = 96,000円
- 毎年96,000円増額されて受取れるので2年で元がとれます。その後も増額分が受取れます。

- ① 納付は申込んだ月分からです。
- ② 納期限は翌月末日です。
- ③ 国民年金基金に加入の方は、付加保険料を納めることはできません。

年金

information

問合せ
戸籍年金係
☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144

